

年金セミナーについて

平成30年12月4日（火）視聴覚室において年金セミナーが開催されました。

長崎北年金事務所から副所長の田中様、北村様が来校され3年生を対象に講話をしていただきました。

まず始めに、年金はもらえないと思っていたり、聞いたりしたことがある人はという質問があり、多くの生徒が手を挙げていました。今日はそんなことはないということを皆さんに分かってもらうために話をしに来ましたとはっきりおっしゃいました。

そして、次の3つのポイントを覚えて欲しいとのことでした。

第一に、年金は老後の生活を支える大事なものであります。高齢者の所得の7割を年金が占めており、また、高齢者世帯の5割を超える方が年金だけで生活している状況があります。それだけ年金は大事な制度です。

第二に、病気やけがで障害が残ったとき、障害の程度に応じて障害年金がもらえます。でも、それは保険料をきちんと納付していることが条件です。

第三に、働き手が亡くなったとき、残された家族には遺族年金が支給されます。60歳にならなくても受け取れる年金です。

さらに、20歳になったら国民年金に入る義務があります。進学する人は学生のうちに加入することになります。そのときは、まず納付することを考えてください。次に保護者に納付してもらうことを考えてください。それでも無理なら、学生納付特例制度を利用してください。何もせずに、未納のままにしておくことが一番まずいことです。というような説明がありました。

生徒は真剣な表情で話を聞いていました。難しい話も含まれていましたが、パンフレットとスライドを見ながら将来のことを考えていたようでした。また、アニメの映像が分かりやすく、20歳になったら保険料を収めなければならないことを理解できたようです。

